安心して農地の貸し借りを

「後継者がいない」「高齢で農作業ができない」といった事情で農地を貸したい人と、「機械をもっと効率的に使いたい」「もっと経営規模を拡大したい」といった人との間で安心して農地の貸し借りを行う事業が「利用権設定等促進事業」です。

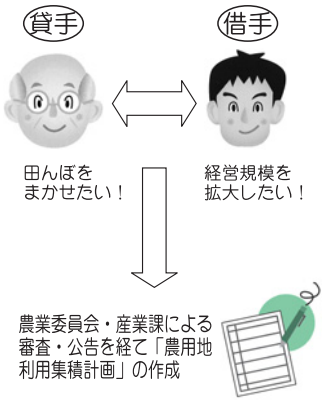

この事業を利用すれば

○ 貸した農地は期限がくれば必ず返ってくる

○ 期間満了前に、貸手・借手の双方に通知が来る

○ 期間満了後の離作料は不要

○ 利用権の再設定により継続して貸し借りができる

というように、貸手・借手の双方に大きなメリットがあります。

受付期間

4月1日(水)～20日(月)の執務時間中

※ 詳しくはお問い合わせください。

問 農業委員会事務局 ☎985－4131

守られていますか？ あなたの人権

毎月25日 人権相談所を開設

差別待遇、家庭内の問題や体罰、いじめ・ＤＶなどの人権問題でお困りの方は、一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

相談は無料で秘密は守られます。

当日は無料電話相談も行っています。

と　き　毎月25日　10時～15時（土・日曜日、祝日の場合は翌日又は翌々日）

ところ
松前総合文化センター２階
第２研修室
電話番号　985－1313

相談員
人権擁護委員
水口憲三　髙石　勤　武智温子
平井章能　兵頭美貴子

問 教育委員会社会教育課
人権教育係　☎985－4137

防災ポスターコンクールで入賞

北伊予小学校２年生の三好詩乃（うたの）さん（東古泉）の作品が、平成20年度防災ポスターコンクールで全国から3,994点の応募のあった中から、「幼児・小学１～４年生の部」で佳作に選ばれました。

おめでとうございます。

※ 内閣府防災情報ホームページで入賞作品をご覧になれます。

東公民館の管理人を募集します

募集人員	１　名
資格	・町内在住の18歳以上60歳位までの方 ・次のいずれにも該当しない方 ① 破産者で復権を得ない方 ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ③ 業務を充分に遂行する意思と能力を有すると認められない方
業務内容	・公民館長、主事不在時の来客及び電話対応 ・祝日の国旗の出し入れ ・公民館の開、閉錠 ・公民館施設の日常管理（掃除、散水、除草など） ・施設利用に関する管理 ・図書館の開放（土、日曜日） ・その他公民館長、主事など教育委員会より指示された業務 ☆原則として管理人室に住み込みとします。
委託料	月額　84,800円
委託期間	契約日から　平成22年３月31日　まで
申込期間	４月15日(水)までの執務時間中
申込方法	履歴書（市販のもので可）を社会教育課に提出してください。提出書類は返却しません。
試験方法	書類審査のうえ、口述試験により決定します。
問い合わせ	教育委員会社会教育課生涯学習係 ☎985－4135